

社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

**評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程**

平成29年 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形村社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条に定める評議員の報酬等の支給の基準並びに定款第25条に定める役員等の報酬等の支給の基準、その他関係者の報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程による評議員・役員等の区分は次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 役員 理事（会長・副会長・常務理事・理事） 監事
- (3) その他関係者 該当役職表「別表」に定めるとおり。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は業務に従事した時間によらず、評議員、役員、その他関係者（委員会委員・相談員等）が携わった活動実績にもとづき、基本報酬月額又は基本報酬日額をもって支給するものとし、その支給区分並びに報酬額は「別表」に定めるとおりとする。

- 2 報酬の支給対象となる業務は、評議員会、役員会、各種委員会、相談所における相談事業への出席、その他法人が実施する活動とする。但し、研修会・イベント等への出席・参加は含まれないものとする。
- 3 本法人の常勤職員が理事の職を兼ねるときは、理事として受けるべき報酬等は支給しない。
- 4 山形村特別職の職員等の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員及び山形村の一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員が本法人の評議員・役員等を兼ねるときは、評議員・役員等として受けるべき報酬等は支給しない。

(旅費)

第4条 評議員・役員等が、公務のために出張したときは、その出張について旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、本法人の旅費規程により支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めることのほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人山形村社会福祉協議会／役員及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成20年／規程第5号）は廃止する。

評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程／別表

報 酬		費 用 弁 償
評議員・役員等	基本報酬月額	基本報酬日額
評 議 員		日額 6,600円
理 事	会 長	月額 60,000円
	副 会 長	月額 30,000円
	常務理事	月額 30,000円
	理 事	日額 6,600円
監 事		日額 6,600円
第2条(3)その他関係者／該当役職表		本法人の旅費規程による。
■評議員選任・解任委員会委員		
■山形村心配ごと相談所相談員		
■部会及び委員会設置規程第2条(2)の①から⑧に定める委員会委員		
■小規模多機能型居宅介護事業所すばる運営推進会議運営推進委員		
■コミュニティハウス建部の里運営推進会議運営推進委員		
		日額 6,600円

(註) 会議等が0.5日で終了したときは、日額報酬は50%とする。